

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 様

原子力損害賠償の完全実施に関する要求書

平成24年11月19日

福島県原子力損害対策協議会

会長 福島県知事 佐藤 雄平

副会長 JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会

会長 庄 條 徳一

副会長 福島県商工会連合会 会長 轡 田 倉 治

副会長 福島県市長会 会長 福島市長 瀬 戸 孝 則

副会長 福島県町村会 会長 西郷村長 佐 藤 正 博

原子力損害賠償の完全実施に関する要求書

原子力発電所事故から1年8か月が経過した今も、多くの県民が避難を余儀なくされ、また、放射能による健康への不安や風評被害に苦しめられながらも、懸命に復旧・復興の努力を続けている。

東京電力は、被害者である県民一人一人が一刻も早く生活や事業を再建させることのできる賠償を確実、迅速に行い、原子力災害の原因者としての責任を最後まで完全に果たすべきである。

よって、200万人福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施を強く要求する。

記

1 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償の実施

- (1) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、損害賠償請求への迅速な対応を含め被害者優先の親身な賠償を行うこと。
- (2) 「原子力損害賠償紛争解決センター」の提示する「総括基準」や「和解仲介案」を受け入れ、迅速に賠償を行うこと。

2 全ての損害に対する十分な賠償期間の確保

- (1) 損害の範囲を幅広く捉え、被害者の生活再建など長期的な視点を踏まえた十分な賠償期間を確保すること。
- (2) 賠償の終期に関しては、加害者である東京電力のみで判断され、被害者に不利益が生じることのないようにすること。

3 避難指示区域の見直しに伴う賠償

- (1) 被害の実態に見合った十分な賠償
 - ア 住民や事業者の置かれている状況や意向を十分に踏まえ、混乱や不公平が生じないように配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を確実、迅速に行うこと。
 - イ 田畑、森林等の「賠償基準」を早急に示すこと。

ウ 地震・津波等の複合要因がある財物損害への賠償に当たっては、避難指示や立入制限により早期の復元を妨げられてきたことを原因として価値が喪失・減少したものと捉え、柔軟に対応すること。

- (2) 就労不能損害、営業損害における「特別な努力」の遡及適用「特別の努力」により得た収入、収益を賠償金から控除しない取扱いを事故発生日まで遡及して適用すること。

4 自主的避難等に係る賠償

- (1) 損害の範囲を幅広く捉え、福島県民それぞれの被害の実態に見合った十分な賠償を迅速に行うこと。
- (2) 平成24年1月以降の損害については、子ども・妊婦はもとより、その他の者についても賠償の対象とするとともに、避難者に限定することなく滞在者に対しても確実に賠償を行うこと。
- (3) 個別具体的な事情による損害についても、誠意を持って対応し、確実・迅速に賠償を行うこと。

5 風評被害対策等に係る賠償

事業者や自治体を実施する風評被害を最小にとどめるための対策等に要する費用について、最後まで確実に賠償を行うこと。

6 除染等に係る賠償

県内全域における財物の除染や検査の実施、それに伴う機器の購入等に要する費用について、明確な「賠償基準」を早急に示し、確実、迅速に賠償を行うこと。

7 時効への対応

被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底することはもとより、消滅時効の援用は行わないこと。